

令和7年度札幌市健康づくり推進協議会
(令和7年度札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)

会 議 録

日 時：令和7年11月26日（水）午後6時30分開会
場 所：札幌市医師会館 5階 東ホール

1. 開 会

○事務局（宮村地域保健担当課長） 定刻になりましたので、ただいまから令和7年度札幌市健康づくり推進協議会及び札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会を開会いたします。

議長による議事進行までの間、進行を務めさせていただきます事務局のウェルネス推進部地域保健担当課長の宮村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、お手元の委員名簿のとおり、全22名のうち、ご出席をいただいている委員の皆様が19名、まだ連絡が入っていないのですが、遅れて出席される予定ではないかと思われる方がお1人、ご欠席の委員が2名となっております。

札幌市健康づくり推進協議会規則第3条第3項の規定により、過半数を超える委員の出席がございますので、当会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、お手元の会議次第に沿って進行させていただきます。

会議の終了時刻は20時10分頃を予定しておりますので、皆様、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本協議会の会議につきましては、札幌市情報公開条例の規定により、市民へ公開することを原則としておりますので、会議録を札幌市のホームページ上で公表したいと考えております。

つきましては、会議内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料について確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、座席表、資料1の札幌市健康づくり推進協議会規則及び札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領、資料2の札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第3次）」の概要について、資料3の計画推進のための取組についてです。

不足している資料はございませんか。

また、事前に送付しております健康さっぽろ21（第3次）の本書と概要版のご持参をお願いしていたところですが、お手元にない方がいらっしゃいましたら、こちらでご用意がありますので、挙手をいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、札幌市ウェルネス推進部長の高田よりご挨拶を申し上げます。

○高田ウェルネス推進部長 皆さん、こんばんは。

保健福祉局ウェルネス推進部長をしております高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃より札幌市民の健康づくりにご尽力をいただいておりますことに心よりお礼を申し上げます。

当協議会は、札幌市の健康づくり基本計画でございます健康さっぽろ21の策定、推進、

評価等を行うことを目的の一つとしております。

昨年度は、この協議会におきまして様々なご意見をいただきました。その結果、令和7年度から令和18年度までを計画期間とする健康さっぽろ21の第3次計画を策定、公表できました。改めまして、検討をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

近年、私たちの健康を取り巻く環境は、少子高齢化、生活様式の多様化などに伴いまして、複雑多岐にわたる課題を抱えているかと思えます。こうした状況におきまして、市民一人一人が心身ともに健やかで生きがいを持って暮らすためには、健康寿命の延伸が行政にとって最も重要な課題の一つとなっております。

本日は、計画の初年度、また、初めての会合ということで、改めまして私どもから健康さっぽろ21第3次計画の概要と計画を進めるための取組についてご説明をさせていただきながら、皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

皆様との意見交換を通じまして、札幌市民の健康増進によりつなげていけますことを心から期待しているところでございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

○事務局（宮村地域保健担当課長） 続きまして、会議次第2の委員の紹介に移らせていただきます。

今年度は、委員の交代によりまして13名の委員に変更がございました。

時間の都合上、お手元の委員名簿に沿って私から順にお名前を読み上げさせていただきますので、ご出席の皆様は、おかけになったまま、その場で一礼をお願いできればと思います。

それでは、ご紹介させていただきます。

札幌市食生活改善推進員協議会会長で新しく委員となられました朝倉博美委員です。

一般社団法人札幌市医師会地域保健部長で新しく委員となられました國枝学委員です。

市立八条中学校長の小林大介委員です。

北海道大学大学院医学研究院医療政策評価学教室教授で新しく委員となられました古元重和委員です。

札幌市産業医協議会会長の佐藤修二委員です。

市立西小学校長で新しく委員となられました杉山直樹委員です。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の高柳司委員です。

札幌市厚別区町内連合会連絡協議会会長で新しく委員となられました田中昭夫委員です。

一般社団法人札幌薬剤師会副会長の角田俊人委員です。

公益社団法人北海道栄養士会会長で新しく委員となられました中川幸恵委員です。

北海道国民健康保険団体連合会事務局長の中谷孝次委員です。

北翔大学生涯スポーツ学部スポーツ教育学科教授の花井篤子委員です。

一般社団法人札幌歯科医師会理事で新しく委員となりました針谷宜宗委員です。
札幌商工会議所中小企業相談所所長の樋口雅宏委員です。
一般社団法人札幌青年会議所常務理事で新しく委員となりました細川晋太郎委員です。
市民公募委員で新しく委員となりました細矢信晴委員です。
札幌市厚別区連合女性部連絡会議会長で新しく委員となりました丸山洋子委員です。
健康保険組合連合会北海道連合会常務理事の道端和則委員です。
公益社団法人北海道看護協会常務理事で新しく委員となりました山本純子委員です。
市民公募委員で新しく委員となりました山本祐希委員です。
続きまして、本日、都合によりご欠席されている委員についてご報告させていただきます。

公益財団法人北海道労働保健管理協会会長の川村英喜委員、そして、連合北海道札幌地区連合会副事務局長の光崎聡委員の2名が欠席でございます。

続きまして、当協議会を所管しております保健福祉局の職員をご紹介します。

先ほどご挨拶しましたウェルネス推進部長の高田、そして、ウェルネス推進部推進課の職員でございます。このほか、所管の関係課長も同席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 札幌市健康づくり推進協議会及び札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会 について

○事務局（宮村地域保健担当課長） 続きまして、会議次第3に移らせていただきます。

札幌市健康づくり推進協議会及び札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会について、事務局からご説明をさせていただきます。

○事務局（村上地域保健推進担当係長） ご説明させていただきます。

お手元の資料1の札幌市健康づくり推進協議会規則をご覧ください。

めくっていただき、2ページの下の図をご覧ください。

こちらが規則等をまとめたものです。

札幌市健康づくり推進協議会は、札幌市健康づくり基本計画であります健康さっぽろ21の策定、推進、評価等を行うことを目的としております。

続きまして、3ページの札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領をご覧ください。

こちらの部会につきましては、3の活動内容の（1）の会議の開催にありますとおり、札幌市健康づくり推進協議会と同時に開催することとしております。

地域・職域連携推進事業の開始の背景ですが、働く世代が主となる青壮年層を対象とした保健事業は、地域保健と職域保健における制度間のつながりが少ないため、退職後の保健指導が継続できないことや地域全体の健康状況が把握できないという問題が発生してまいりました。

続きまして、5ページをご覧ください。

この問題の解決のために、地域保健と職域保健が連携し、保健事業を共有することを目的として、地域・職域連携推進協議会や連絡会を設置しております。

北海道と2次医療圏のそれぞれに専門部会や連絡会が設置され、札幌市においては、下段にあります札幌圏地域・職域連携推進連絡会札幌部会を設置しました。

以上より、健康さっぽろ21（第3次）の推進には、健康づくり推進協議会のみならず、地域・職域連携推進連絡会札幌部会との連携が大変重要であることから、札幌市健康づくり推進協議会と札幌圏地域・職域連携推進連絡会札幌部会を同時に開催させていただいております。

4. 会長・副会長の選任

○事務局（宮村地域保健担当課長） 続きまして、会議次第4の会長・副会長の選任についてです。

資料2をご覧ください。

札幌市健康づくり推進協議会規則第2条では、会長及び副会長は互選により選任することとなっております。

どなたかご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○山本（純）委員 会長は古元委員に、副会長は國枝委員にお願いできればと思います。

○事務局（宮村地域保健担当課長） ただいま、山本（純）委員より、会長には古元委員、副会長には國枝委員と推薦をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（宮村地域保健担当課長） 異議がないようですので、会長は古元委員に、副会長は國枝委員にお願いいたします。

古元委員と國枝委員におかれましては、前方の会長・副会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

就任に伴い、お2人より一言ずつご挨拶をいただければと思います。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○古元会長 ただいまご推挙いただきました北海道大学の古元と申します。

皆様とご一緒できることを本当にうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

健康さっぽろ21の目標である市民の方が地域のつながりの中で健やかに心豊かに生活できる社会の実現に向けまして、委員の皆様、高田部長をはじめとする職員の皆様、関係者の皆様としっかり取り組んでいければと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○國枝副会長 札幌市医師会の理事と地域保健部の部長を担当しています。

地域保健部は、まさに市民の健康をいかにして守るかを主な仕事としています。今回、

札幌市の健康づくり推進協議会には、札幌市医師会として何か力になればということで参加させていただいております。

今日は、札幌市民の未来の健康について、これまでの現状がどうなのか、それに対する問題点を洗い出して未来に向けてどうやって健康づくりをしていくのかを話し合う会だと思います。多岐にわたるいろいろな職種の方々にお集まりをいただいておりますので、それぞれの専門からいろいろな意見を出していただければと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（宮村地域保健担当課長） 続きまして、会議次第5の議事に進ませていただきます。

進行については、先ほど会長にご就任いただきました古元会長にお願いしたいと思います。

それでは、古元会長、よろしくお願いたします。

5. 議 事

○古元会長 それでは、早速、議事を進めたいと思います。

議題（1）の札幌市健康づくり基本計画の概要について、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○事務局（村上地域保健推進担当係長） 札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第3次）」の概要についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

札幌市の健康づくり基本計画の健康さっぽろ21は、国が定めた健康日本21を踏まえた市町村健康増進計画として、市民一人一人が生涯を通して健康を実現することを目指し、平成15年度にスタートしました。その後、平成26年度に第2次計画を策定し、計画期間の終了に伴い、令和7年度から第3次計画を開始しました。

第3次計画の計画期間は令和18年度までの12年間としていますが、長期にわたる計画であるため、中間年である令和12年度をめぐりに中間評価を行い、計画後半につなげていく予定です。

おめくりいただきまして、2ページの上段のスライドをご覧ください。

こちらの図は、計画の位置づけを示すものです。

真ん中の三角の図は、札幌市の計画体系において最上位に位置づけられ、まちづくりの基本指針を示す札幌市まちづくり戦略ビジョンです。このビジョンでは、まちづくりの三つの重要な概念の一つにウェルネスを定めており、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現を目指しております。

健康さっぽろ21は、他の関連計画と調和を図りながらウェルネスに向けた取組を担います。

2ページの下段のスライドをご覧ください。

こちらは、札幌市の平均寿命と健康寿命を示したものです。

健康寿命とは、本計画においては、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義しており、平均寿命と健康寿命の差が短いほど個人の生活の質が高く保たれるとされています。

左側の水色の棒グラフで示しておりますが、2019年の札幌市の健康寿命は男性が72.08年、女性が74.69年でした。オレンジ色の棒グラフである平均寿命との差は、男性が9.23歳、女性が12.71歳で、全国より男性が0.35年、女性が0.38年長くなっております。

また、右側のグラフでは、札幌市の健康寿命と平均寿命の差を2010年と2019年で比較していますが、男性、女性とも健康寿命と平均寿命の差が縮小したことから、健康で過ごせる期間が長くなったと言えます。

少子高齢化と人口減少の局面に入り、人生100年時代を迎えるに当たっては、健康寿命を延ばすことが大変重要となると考えております。

続いて、3ページの上段のスライドをご覧ください。

こちらは、計画の概念図です。

基本理念である「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現」のために、基本的な方向である全体目標の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指して取組を進めてまいります。

真ん中の水色の枠に記載されている基本方針についてです。

基本方針1としては、健康的な生活習慣の実践、生活習慣病の発症予防、重症化予防の徹底を挙げ、これに基づき、栄養、食生活をはじめとした七つの健康要素ごとに取組を進めてまいります。

基本方針2は、健康を支え、守るための社会環境の整備として、基本方針1の取組を進める基盤として、学校、地域、企業等との連携により、健康づくりを支援する環境整備を推進していきます。

次に、3ページの下段のスライドをご覧ください。

こちらの表は、概要版の最終ページにも掲載しておりますが、市民の皆様に取り組んでいただきたいことを年代ごとに表したものになります。

本計画では、社会の多様化とさらなる高齢化を踏まえ、次世代、働く世代、高齢世代といった市民の各ライフステージに応じた取組を進めることとしております。

現在の健康状態は、これまでの生活習慣や環境等の影響を受けたり、世帯の健康にも影響を及ぼしたりする可能性があることを踏まえ、人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチを関連計画とも連携しながら取り組んでまいります。

具体的な取組内容については、後ほど各担当よりご説明させていただきます。

計画の概要についてのご説明は以上です。

○古元会長 計画の概要についてご説明いただきました。

質疑応答につきましては、後ほど時間を取りたいと思います。

続きまして、議題（２）の計画推進のための取組について事務局からお願いいたします。
○事務局（村上地域保健推進担当係長） 計画を進めるための取組について事務局よりご説明させていただきます。

先ほどご説明しました基本方針１については、栄養・食生活をはじめとする七つの基本要素に取組が分類されますので、主な事業を所管している係からそれぞれご説明をさせていただきます。

また、基本方針２につきましては、健康づくりに取り組みやすい環境づくりとして、自ら健康づくりに取り組むことが難しい人、健康への関心が低い人へのアプローチの取組について、所管の係よりご説明させていただきます。

なお、ご質問やご意見につきましては分野ごとにお受けしますが、時間の都合上、質疑応答の時間は５分程度とさせていただきますと思っております。

それでは、資料３に沿って栄養・食生活の取組について所管の係からお願いいたします。
○事務局（佐藤栄養指導担当係長） 資料に沿って具体的な取組内容についてご説明いたします。

資料３を１枚おめくりいただきまして、２ページの栄養・食生活の下段の囲みをご覧ください。

初めに、特定給食施設指導における健康的な食生活の普及啓発についてです。

保健所保健管理課では、社員食堂や寮などの給食施設に対し、適正な食事提供について指導、助言を行っております。食事に過不足が見られれば、よりよい給食となるよう改善指導を行い、また、利用者に対する積極的な栄養情報の提供についても推奨するなど、自ら望ましい食生活を営むことができるよう支援しております。

続いて、親子料理教室についてです。

こちらは、本日ご出席されている食のボランティア団体である食生活改善推進員協議会をはじめ、各区食育ネットワーク団体の協力を得ながら、主に夏休みや冬休み期間中に行っている事業です。学校給食で人気のメニュー、子どもも調理しやすいなど、献立選定にも配慮しまして、親子で楽しく食材に触れながら、料理の楽しさや望ましい食事について体験できる機会となっています。

次に、３ページの上の囲みをご覧ください。

すこやか食育支援事業は、高齢者の良好な栄養状態の維持または改善を目的に、栄養に関する講話や試食提供を行っております。講話では、いろいろな食品を満遍なく食べること、タンパク質摂取の大切さなどを伝え、試食では、手間なく不足しがちな栄養素を取り入れやすいメニューを紹介しています。食べることを通じて楽しく過ごす時間を共有し、低栄養予防やひきこもりなどの防止につなげていくよう取り組んでおります。

次に、３ページの下の囲みをご覧ください。

本気（まじ）めしプロジェクトは、若い世代を対象として朝食と野菜摂取をテーマに啓

発を行っている事業です。高校や大学などと連携し、各区管理栄養士による講話や調理実習などを行っております。若い段階から自らが健康的な食生活の実現を図ることができるよう、支援する機会となっております。

最後に、お弁当プロジェクトについてです。

中学生、高校生を対象に、食事バランスや薄味、北海道産食材を活用したお弁当を募集し、コンテストを実施するものです。コンテスト後の表彰では、最優秀賞の札幌市長賞のほか、食育サポート企業等により副賞の提供のご協力を得ております。令和7年度は15社と連携しております。入賞作品はレシピ集にまとめて市内の中学3年生に配付することとしています。参加者はこの事業に取り組むことで食事バランスや適正な食事量を意識し、健康的な食生活を営むきっかけとなっております。

栄養・食生活における具体的な取組は以上です。

○古元会長 今のご説明についてご質問などはございませんか。

○中川委員 最後のスライドの食育推進のお弁当プロジェクトについてです。

以前は、たしか一般の方も参加できるプロジェクトだったと思うのですがけれども、中学校、高校のみにした理由が分かれば教えていただきたいです。

○事務局（中澤食育・健康管理担当課長） 確かに、始めた当初は一般の部もございましたが、リピーターの方が年々増え、応募数も100作品程度しかなかったため、広がりという点で課題がありました。中・高校生の応募が非常に多かったので、学校に呼びかけて若い世代を重点的な対象として力を入れていくことになったため、一般の部は廃止いたしました。

○古元会長 ほかにございませんか。

朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 2ページの下段と3ページの上段のピンクのエプロンの事業は、私たち食生活改善推進員協議会の食のボランティアがウェルネス推進部と一緒にしているものです。

親子料理教室に関しては各区で行っておりまして、応募数がすごく多く、大変人気です。苦手な野菜があっても、その場で食べてみたらおいしかったなど、とても好評です。こちらは小学生が対象です。

3ページの上段は高齢者に向けたもので、左側の写真は10食品群シートというものを使って講話をしているところです。コロナ禍前は試食や簡単な調理をやっていたのですが、それができなくなったので、缶詰やレトルトを使ってお家で作ってみましょうというレシピを提供しております。

試食提供があるところは人数制限があるのですがけれども、講話には多いところで50人以上が参加され、結構好評です。高齢者の方にも生き生きと参加していただけている状況です。

○古元会長 急にお話を振ったにもかかわらず、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○國枝副会長 例がいろいろ出ていましたけれども、今、物価高で食品もすごく高くなりました。ある程度、裕福な方は、いい食生活をしているので、これでいいかなと思うのですけれども、市民全体を考えたときに、みんなの健康を守るためには、貧しい人たちがどうやって健康を維持できるかが大事だと思います。

一つは、国の仕事だとは思いますが、食品の消費税をなくすということもあると思います。貧しい人をどうするかというときに、例えば、お金がかからず、なおかつ健康を維持できるようなものをつくるためにどういうふうにしたらいいのか、経済が回っていないときは共働きの夫婦が多いわけで、冷凍食品や外食となると健康的にはあまりいいことではないなと思いますが、その辺の人たちをどうやってすくい上げるかについても議論したほうがいいのではないかと思います。

○事務局（宮村地域保健担当課長） 健康格差のことかなと思います。

健康さっぽろ21の中では、健康格差については、情報が届かない人にしっかり届けようというのが一番やりたいところだったのですけれども、今、副会長がおっしゃったように、ワンコインで食べられるものを大学などで展開したりしています。健康づくりの部分だけでできるものは少ないかもしれないのですが、どんなことができるかを持ち帰って考え、できることからやっていきたいなと思います。

○古元会長 それでは、次の取組についてのご説明をよろしくお願いします。

○事務局（村上地域保健推進担当係長） 続いて、身体活動・運動の取組についてご説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

身体活動・運動の取組方針につきましては、上段のスライドにあるとおり4点となっております。

4ページの下段のスライドをご覧ください。

具体的な取組としまして、身体活動量が今より10分増えることで、がんなどの生活習慣病発症や死亡リスクが3%低下すると言われていたことを受けて、歩こうプラス10分をキャッチフレーズに、今よりも10分多く歩く、体を動かす時間を増やすなど、生活の中で身体活動量を増やすことを進めてまいります。

特に働く世代の方々は運動をするための時間がない方も多いため、例えば、エスカレーターではなくて階段を利用する、デスクワークなどで座っている時間が長い方は30分に1回立ち上がるなど、少しでも多く体を動かすことが大切であることを啓発してまいります。

また、高齢の方で運動が難しい場合でも、テレビの合間に立ち上がって体を動かしたり、小まめに家事をしたりするなど、運動はできなくてもふだんの生活の中で意識して体を動かすことが健康づくりにつながることを情報提供してまいります。

続いて、5ページの上段のスライドをご覧ください。

こちらは、各区で開催するウォーキングイベントの様子です。

ウォーキングは幅広い年代で手軽に始めることができる運動ですので、イベントを開催するなどしてきっかけづくりを行っております。親子で丘珠空港の滑走路を歩いたり、四季折々の見どころをコースに設定したりするなど、ふだんはウォーキングをする習慣のない方にも参加していただけるよう、各区で工夫を凝らして開催しております。

また、ポールを使って行うノルディックウォーキングは、上半身を動かすことにより、通常のウォーキングよりも運動量が多くなることから、各区で積極的に体験会を行うほか、ノルディックポールの貸出しを行うなどして普及啓発を行います。

続いて、5ページの下段のスライドをご覧ください。

各区では、それぞれの見どころを掲載したウォーキングマップを作成しております。地域のシンボルとなっている建物を掲載し、ただ歩くだけではなく、地域の歴史に触れつつ、楽しみながら歩けるようなコースを住民の方からも情報をいただきながら作成しております。

また、医師や保健師などの専門職による健康に関する講演会のほか、骨密度測定、血管年齢測定といった健康測定会の開催を通し、自分の健康状態や生活習慣を振り返りながら健康への意識を高めていただけるような機会を提供してまいります。

以上が身体活動・運動の具体的な取組内容となります。

○古元会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問などがございましたらよろしくお願ひします。

○細矢委員 身体活動・運動の4ページの下段に歩こうプラス10分というキャッチフレーズがうたわれています。

私は、1日1万歩、1日8,000歩以上と認識しているのですが、歩こうプラス10分は何分にプラスされようと考えているのでしょうか。また、8,000歩や1万歩とはどういう関係があるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） ふだん歩いていない方に向けての歩こうプラス10分なので、ふだんから7,000歩、8,000歩と歩いている方にプラス10分というよりは、運動習慣がない方が10分歩くだけでもこれだけの効果があるということから取組をしているということです。

今おっしゃったような方に向けては10分だと物足りないですが、札幌市民は、歩こうと思っても時間がない、きっかけがないということで取組がなかなか進まないこともありまして、日常生活の中で少しでも取り入れていただければということで手軽な10分からキャッチフレーズをつくりました。

今回は、1万歩を歩いている方に10分というよりは、歩いていない方向けに出しています。

○古元会長 ほかにございませんか。

○花井委員 いろいろな取組方針があつてすごくいいなと思うのですが、札幌の地域特性を考えると、冬だから運動ができないではなく、冬だからこそ運動ができるような

仕組みづくり、冬だからこそ歩ける環境づくりがすごく大事だと思います。

ウオーキングマップをQRコードで確認させていただいたのですが、屋外がメインかなと思います。外に出られない冬でも、チ・カ・ホやドーム、区の体育館などを活用したウオーキングマップにするほか、冬期限定のウオーキングチャレンジ、健康アプリを活用したデジタルスタンプラリーなどもできるのではないかと思います。

例えば、10分のウオーキングだと距離にすると700メートルから900メートルでして、札幌駅から大通駅までのチ・カ・ホぐらいの距離なので、そういったものを示していただくと今日は歩いていこうかなということにつながるかなと思います。

冬場に運動習慣が身につくと春が来ても続いていくかなと思いますし、冬がターゲットではないかと思うので、そこを丁寧にフォローすると運動に取り組む方たちも増えてくるかなと思いました。

○古元会長 まだご質問がありましたら、最後に時間をまとめて取りたいと思います。

続きまして、次の取組について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（村井企画担当係長） それでは、休養についての取組をご説明いたします。

6ページの上段のスライドをご覧ください。

取組方針は、こちらにありますとおり2点となっております。

下段をご覧ください。

睡眠は、全ての年代で大切な休養活動となっております。睡眠不足が慢性化すると心身の不調感や注意力の低下など日常生活に大きな影響を及ぼすほか、生活習慣病の発症リスク、死亡率の上昇にも関与すると言われております。また、睡眠時間は短過ぎても長過ぎても健康へ悪影響があるため、年代に応じた適切な睡眠時間の確保が必要と考えております。

質の高い睡眠により休養感が得られるよう、食生活や運動などの基本的な生活習慣や適切な睡眠環境について啓発を行ってまいります。

具体的には、日中に体を動かす、夕方以降のカフェインや寝酒は控える、寝る前のパソコンやゲーム、スマホの操作は避けるなどの生活習慣が良質な睡眠につながるため、これらについて情報提供を行ってまいります。

また、悩みがあるときは誰かに相談することで気持ちが楽になったり、話すことで解決が見つかったりすることもあるため、悩み事がある方や対人関係でお困りの方に対しては、心の安定が図れるよう、電話相談などを行ってまいります。

続いて、飲酒についてご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

取組方針はこちらの2点となっております。

下段のスライドをご覧ください。

アルコールの過剰摂取は、肝臓や膵臓などの臓器障がいのほか、高血圧や心血管障がい、がんなどの生活習慣病のリスクを高めることが指摘されております。

生活習慣病のリスクを高めるアルコール量は、男性の場合、1日当たり純アルコール量で40グラム、女性の場合は20グラム以上と言われております。ビールで換算すると500ミリリットルで純アルコール量は約20グラムです。

最近、アルコール度数が高い、いわゆるストロング系と呼ばれる缶チューハイが安く手軽に酔えることから非常に人気がありますが、アルコールの過剰摂取につながるため、非常に注意が必要です。

自分が飲んだアルコールの量から純アルコール量と分解までにかかる時間が算出されるインターネットサイトの活用なども周知し、適正飲酒について積極的に啓発してまいります。

また、妊娠中の飲酒は流産や早産、胎児の先天異常を招くおそれがあります。そのため、妊婦の飲酒については、減少傾向にあるものの、依然としてゼロではないことから、引き続き母子手帳交付時の面接の際に啓発を行ってまいります。

以上が休養と飲酒に関する具体的な取組内容となります。

○古元会長 ご質問やご意見などがございましたらよろしくお願いたします。

佐藤委員、産業医の立場から、休養、飲酒について何かございませんか。

○佐藤委員 うちのクリニックで診療をしていますと、札幌市民も高齢化し、睡眠時間が短くなって睡眠障がいを持っている方が結構いらっしゃいます。それから、中にはアルコールが健康に障がいを起こしていてコントロールが難しいというケースを多数経験していますので、札幌市としても啓発活動を強める必要があるなと思いついておりました。

○古元会長 ほかにございませんか。

樋口委員、働く世代にも大変関係が深いテーマだと思いますけれども、何かご発言がございましたらお願いします。

○樋口委員 プライベートの時間であれば飲酒量はコントロールできると思うのですが、仕事の付き合いになってくると過度な飲酒の機会も多くなりますので、自分自身を見てもコントロールするのはなかなか難しいところがあります。

1日当たりの摂取量の適量を書いてあると思うのですが、例えば、1週間単位ぐらいでのコントロールでもいいものなのではないでしょうか。休肝日を設けるなどと言いますよね。その辺の情報は何かありますか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） できれば医師の委員に教えていただけたらありがたいです。すごく飲むとあまりいい影響はないので、1日の量としてある程度の目安は必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○國枝副会長 あまり詳しくないのですが、基本的には、毎日この量を守ったほうがいいです。たくさん飲んでいて禁酒しないといけませんが、禁酒することによって健康状態は当然よくなりますし、生活習慣病が減っていくほか、体重も減り、むくみも減ります。

これは一般的な話ですけれども、お酒に関しては、ある程度の量を飲むとむしろいいというデータもありますし、難しいですよ。単純に言えないところもあると思います。

ただ、たくさん飲む日があるとどうしても影響が出てしまうので、皆さん、これから忘年会があってたくさん飲む機会があると思うのですけれども、たくさん飲んだ分は休肝日を設けて減らしていくのが理想だと思います。

○古元会長 追加がございましたら後ほどお伺いします。

続きまして、次の取組について事務局からご説明をよろしくお願ひします。

○事務局（増川がん・たばこ対策担当係長） 喫煙に関する取組についてご説明いたします。

取組方針は配付資料のとおりでございます。

札幌市の喫煙対策は、さっぽろ受動喫煙防止宣言の下に総合的に進めておりますので、まず初めに受動喫煙防止宣言に触れさせていただき、取組内容についてご説明させていただければと思っております。

スライドの８ページの下段をご覧ください。

受動喫煙対策については、健康増進法の一部を改正する法律が令和２年４月に全面施行されたことにより、これまでの努力義務から施設の類型、場所ごとに受動喫煙が他人に与える影響に応じて喫煙措置や喫煙場所の特定を行うことが法的義務となりました。そのため、札幌市では、同年２月に市民の皆様や各種団体の皆様と行政が連携して受動喫煙対策を進めるさっぽろ受動喫煙防止宣言を表明しました。

そして、スライドの右側に写真を載せていますが、市民や地域、企業の皆様に健康増進法に基づく受動喫煙対策についてご理解をいただけるよう、新たに札幌市受動喫煙対策ハンドブックを作成しました。

このハンドブックは、札幌市における受動喫煙対策の概要をまとめた本編と健康増進法に基づく受動喫煙対策についてまとめた施設管理者編の２部構成となっております。本市における受動喫煙対策の概要について正しく理解し、実施しやすい手引として、分かりやすいハンドブックとしてまとめて啓発を図っております。

また、右側の写真は施設標識掲示のリーフレットになっております。望まない受動喫煙を防止するため、飲食店事業者の方へ店内の喫煙環境に関する標識を店舗の入口などに掲示する義務について周知し、内容を説明するものです。

広く多くの方に訴求させるために飲食店向けの標識掲示啓発リーフレットを作成し、利用する方に受動喫煙を生じさせないように、施設の出入口に施設の喫煙環境を分かりやすく表示し、市民や事業者、行政が一体となってたばこの喫煙対策に取り組んでおります。

次のスライドをご覧ください。

喫煙啓発の取組についてです。

たばこの煙には約５，３００種類の化学物質が含まれており、そのうち約７０種類は発がん物質となっております。また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性など、たばこの

煙が健康に与える影響が大きな課題となっております。

厚生労働省では毎年5月31日を「世界禁煙デー」として、その日から6月6日までの1週間を禁煙週間と定めて全国的にたばこの煙が健康に及ぼす影響について深く考える機会としております。札幌市では、この機会を最大限に活用しております。

具体的な取組としては、中央の写真になりますが、期間に合わせて街頭の大型ビジョンであるココノスキノの屋外ビジョンやパルコのビジョンなどで放映し、禁煙の意識の醸成を図る機会として啓発に取り組んでおります。

また、一番右側の2枚の写真ですが、禁煙週間の啓発のもう一つの取組として、6月3日から4日間、札幌地下街のオーロラスクエアで啓発のパネル展を開催し、禁煙や受動喫煙防止についての知識に関するパネル展示や、チラシやリーフレットの配架を行っております。人通りが多い場所ということもありまして、パネル展を見た地域や企業の方からこのチラシを使いたいなどのお声をいただくなど、非常に意義のある啓発のイベントとなっております。

次に、9ページの下段のスライドをご覧ください。

今年度新たに創設した禁煙を支援する取組についてです。

札幌市薬剤師会様と札幌市で数年をかけて検討し、今年8月に道内初の取組として札幌市禁煙支援薬剤師認定制度を設けました。

このスライドは制度のイメージ図になります。矢印がたくさんあって端的には分かりにくいのですが、概要としましては、市民の方が札幌市と薬剤師会に認定された禁煙支援専門の薬剤師に禁煙の方法や禁煙補助剤の使い方について身近な薬局で無料で相談できる制度となっております。

身近な薬局で禁煙を目指す市民に親身にサポートが提供されることは、がんや生活習慣病の予防の観点からも極めて重要であり、市民の健康寿命延伸に向けてとても意義深い取組であるため、今年の夏に道新の記事にも大きく取り上げられました。

今後も、認定された禁煙支援の薬剤師を市内に増やしていくことで、一人でも多くの方の禁煙支援を行いまして、地域から市内全域に禁煙支援の輪を広げていければと考えております。

次に、10ページのスライドをご覧ください。

COPDの認知度の向上についてです。

COPDは肺の生活習慣病とも呼ばれまして、主に長年の喫煙習慣によって肺に炎症が起きて呼吸がしにくくなる病気となっております。COPDの認知度向上は、単に病気の知識を広めるわけではなく、隠れた患者を早期治療につなげることや、禁煙を力強く推進することで市民の健康寿命を延ばすことになり、非常に重要な取組と考えております。

そのため、札幌市では、端的にまとめたリーフレットやパネルを作成し、企業と連携して市民に身近でなじみのある商業施設でのイベントの機会を積極的に活用して認知度を向上させる取組を進めています。

一番右の写真は実際の活動の一例として、今年の10月19日に札幌市薬剤師会様と人通りが多いチ・カ・ホでの啓発イベントを行いました。来場者がパネルを見ながらクイズ形式により理解を深めていただくイベントで、禁煙の仕方やCOPDについて約1,000人の方に普及啓発を図りました。

次に、下段ですが、妊婦や子どもの受動喫煙に関する取組も行っております。

ご存じのとおり、たばこの煙は、喫煙者本人が吸う主流煙に比べて副流煙のほうが有害物質が多く含まれております。親がたばこを吸うと、吸っている本人だけではなく、子どもも病気にかかりやすくなります。また、たばこを吸う妊婦はたばこを吸わない妊婦に比べて胎児のリスクが高くなります。そのため、妊娠届出時や乳幼児健診の機会を利用して、妊婦やお子さんをたばこの害から守るために、分かりやすい啓発に関するリーフレットを作成し、啓発を行っております。

最後に、10ページの下段のスライドをご覧ください。

受動喫煙対策として、健康増進法に基づく指導についてご紹介させていただきます。

健康増進法では、施設ごとに守るべき受動喫煙対策が決められています。例えば、学校や病院などでは原則敷地内禁煙、事務所や工場、飲食店などでは原則屋内禁煙となっております。また、法律の経過措置によって店内で喫煙できる既存小規模飲食店などもあります。

市民の方から健康増進法違反が疑われる施設について情報提供があった場合は、本市で調査をさせていただきます。違反があった場合に関しては施設管理をする方に助言や指導をしております。昨年度は、法令などに関する41件の情報提供と450件余りの照会がありました。

受動喫煙の健康への影響について、まずは共通の認識を持っていただき、望まない受動喫煙を生じさせないことが大事ですので、周囲の状況に配慮していただくことで市民にとって快適な環境となるように努めております。

簡単ではございますが、喫煙に関する取組の説明は以上になります。

○古元会長 ただいまの説明につきましてご質問等はございませんか。

○中川委員 スライドの9ページについてです。

札幌市禁煙支援薬剤師認定制度はとてもいいなと思って聞いていたのですが、これは全国的にもあちこちにある制度なのでしょうか。また、認定ということですが、どういった条件があるのか、お聞きしたいです。

○角田委員 これは、全国的にもされているところはあるのですが、していないところのほうが多い感覚です。市でいえば、福岡市や仙台市など、10年以上前からやっているところもあれば、今始めているところもかなり多いと思います。

認定制度は、指導ではなく、支援です。患者が気になっていて、やってみたいといったとき、医師や薬剤師の方がフローチャートをつくり、この方は受診して禁煙外来に行ったほうが良い、もしくは、薬局でニコチンパッチやニコチンガムでまずはやってみましょう

などと言います。その後、また相談に来て、実はあれはやめてしまったのだけれども、どうすればいいかというとき、まだ保険でも治療できますよなどとフォローアップするのですが、そうした研修を3時間から3時間半程度行います。今回は薬剤師会で100人の募集をかけたのですけれども、3日で埋まりまして、薬剤師としても興味があるものになっています。

○古元会長 ほかにいかがでしょうか。

○細矢委員 この場でお話することなのか、分からないのですけれども、大分前にポイ捨て等防止条例ができていたと思います。その当時は、パトロールして注意する方がよく見られていたり、表示がいっぱい出ていたりしたと思うのです。私の個人的な感覚なのですが、この頃はあまり見られないなと思うので、環境の変化があったのかどうか、お聞きしたいです。

○事務局（宮村地域保健担当課長） ポイ捨て等防止条例は環境局で所管しているものです。委員がおっしゃったように、今も2人組でのぼりを持って見回りはしているのですけれども、何分、たくさんいるわけではないので、限られたところになります。

今、たばこについては新聞などでもいろいろな議論や意見があるところですし、私たちは禁煙ということで取組をしていますが、札幌市としては、環境や公園を持っているところにも関係します。たばこの喫煙対策は、これから関係部局と連携して検討する予定ですので、その検討結果を皆さんにも情報共有させていただければと思います。

○古元会長 それでは、次の取組について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（太田歯科保健担当係長） 歯・口腔についてです。

まず、虫歯のない子どもを増やします、歯周炎を有する人を減らします、50歳以上でそしゃく良好な人を増やします、高齢になっても自分の歯を有する人を増やしますという取組方針をつくらせていただいております。

歯と口腔の健康につきましては、最近、健康寿命の延伸にすごく関係があることが分かってきておりますので、そういった点から、高齢になっても自分の歯を持っていることを目指してというところから取組を進めているところです。

まず、取組方針の虫歯のない子どもを増やしますについてです。

11ページの下段をご覧ください。

虫歯のない子どもを増やすという観点では、1歳6か月健診、3歳児健診で健診を行っているほか、保護者の皆様に保健指導を通して子どもの歯と口腔のケア方法やかかりつけ歯科医の重要性等をお伝えしております。そのほか、幼稚園、保育所や小学校在学中にフッ化物利用をしまして、科学的根拠に基づいた虫歯予防の施策に取り組んでおります。

HTBの公式ユーチューブチャンネルよりということで、令和6年度から小学校でのフッ化物洗口モデル事業を開始しております。そのほか、令和5年度から、私立の幼稚園や保育所などの希望施設に物品の支援を行う施策も実施しております。

続きまして、おめぐりいただき、取組方針の歯周炎を有する人を減らします、50歳以

上でそしゃく良好な人を増やします、高齢者になっても自分の歯を有する人を増やしますについてです。

全年代につきまして歯科健診の実施を考えております。これまで、40歳、50歳、60歳、70歳と10歳刻みの節目の年にさっぽろ市歯周病検診を実施しておりました。これに加え、令和7年度から、20歳、30歳の若年層も含めて札幌市成人歯科健診としてスタートしております。こちらで歯周病等の早期発見、早期治療につなげるほか、定期的な歯科受診のきっかけとして利用していただければということで進めてまいります。

また、この取組を広めるため、今年11月8日の「いい歯の日」に札幌市中心部のサイネージで動画を流したり、右側の画像を流したりして皆様に普及啓発をしております。

そのほか、下段の高齢になっても自分の歯を有する人を増やしますということで、札幌歯科医師会様、北海道栄養士会様、北海道歯科衛生士会様にご協力をいただきまして、各区で介護予防センターに通っている方のうち、口腔や栄養についてリスクが見られる方を対象に、歯科健診、口腔機能チェック、栄養相談を一体で実施し、かむ、飲み込む機能、その後の栄養という観点から一体的に相談でき、栄養士、歯科医師、歯科衛生士のお話をみっちり聞けるフレイルチェック相談会という事業もやっております。

こういった形で、全年代に関わる取組を進めているところです。

○古元会長 ただいまのご説明についてご質問やご意見はございませんか。

○針谷委員 今、お話がありましたけれども、この4点の取組にプラスして、札幌市歯科口腔保健推進条例が令和4年にできまして、それ以来、少しずつこの動きを広げている状況です。

例えば、札幌市の小学校でフッ化物洗口のモデル事業を始めております。また、成人歯科健診も令和4年にできた札幌市歯科口腔保健推進条例に基づいて少しずつ広げている状況です。

また、札幌フレイルチェック相談会などでは、我々、歯科医師会としても相談会や健診等を広げています。栄養士会の方と一緒に活動させていただいているため、オーラルという言葉は抜いているのですけれども、このような活動を通して札幌市民の健康に寄与したいということで活動を広げております。

○古元会長 小学校という話もありましたが、杉山委員、いかがでしょうか。

○杉山委員 小学校でフッ化物のモデル事業をやっていて、今後も増えていくだろうという話は聞いています。ただ、学校でやるのも分かるのですけれども、歯磨きや虫歯予防は家庭で親ができるようになったら一番いいのかなと思うのです。

学校でやると同時に、家庭への呼びかけのほか、子どものうちにフッ化物が有効なのだよというお知らせや啓発も同時にやっていくといいのかなと思って聞いておりました。

○古元会長 ほかにございませんか。

○國枝副会長 質問ではないのですけれども、年を取ってくると歯周病の人が非常に増えてきて、多くの人が実は歯周病になっているという現状があります。その歯周病の原因菌

がいろいろなところに悪さをしているいろいろな病気の原因になっていることも分かっています。それを予防することは、いろいろな病気の予防につながり、健康につながりますので、大事なことだと思います。

また、歯に関しては、そしゃくをすることによって脳の血流がよくなって認知症の予防になるので、自分の歯でちゃんと食事ができることが大事だということです。

○古元会長 それでは、次のテーマに参りたいと思います。

次の取組につきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局（増川がん・たばこ対策担当係長） 健康行動についてご説明します。

取組方針は配付資料のとおりです。

今回は、がん検診に関する取組についてを中心にご説明いたします。

なお、札幌市のがん対策については、がん対策を総合的に進めるため、健康さっぽろ21の個別計画として、昨年度、第2次札幌市がん対策推進プランを策定し、推進しております。まず初めにプランに触れさせていただき、取組内容について幾つかご説明させていただければと思っております。

13ページの下段のスライドをご覧ください。

まず、プランの全体図についてです。

このプランは、国の基本計画を踏まえ、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての市民とがんの克服を目指すことを基本方針としております。

札幌市では、検診受診率や喫煙率に課題があることから、がんの予防、がんとの共生、基盤の整備の三つの分野に取り組んでおります。各分野の課題に対する目標としましては、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築、これらを支えるための基盤の整備を挙げ、分野別の目標を達成するために様々な施策を実施しております。

その中でも、今回は、特徴的な取組を次のスライド以降でご説明させていただければと思います。

14ページの上段のスライドをご覧ください。

昨年度から新たに始めた新しい取組になりますが、ウェブ広告によるがん検診の周知啓発事業を行っております。これは、お住まいや年代などから特定のターゲットに絞ったウェブサイトを活用したがん検診の受診率の向上を図る事業になります。

これまで、市のがん検診の周知方法はホームページや回覧板、広報誌が主な手段でしたが、新たにウェブ広告を導入し、若年層をコアターゲットに幅広く市民へ周知するものになります。

内容は、ヤフーのホームページ上に端的に分かりやすく画像表示されるディスプレイ広告と市民が検索エンジンで検索したキーワードに合わせて検索結果ページに文字ベースで表示される検索広告の2種類があります。訴求ターゲットのニーズに合わせて多角的にアプローチを図ることで、効果的な啓発を行っております。

次に、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業についてです。

これは、満20歳と40歳の年齢の女性に対する受診勧奨の事業です。内容は、子宮頸がん及び乳がん検診の費用が無料になるクーポン券と検診手帳を併せて送付しているものになります。

20歳から受診可能な子宮がん検診と40歳から受診可能な乳がん検診の最初の年齢層に無料で受診することができるクーポン券を送付することで、今後の定期的ながん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図る有効な手段となっております。

次のスライドをご覧ください。

令和4年度からは、子宮がん検診未受診者への対策として子宮頸がんリスク検査の取組も行っております。

これは、25歳の子宮がん検診未受診者の女性を対象として、子宮がんの原因ウイルスであるヒトパピローマウイルスの感染状況を自宅で簡単にセルフチェックできるものです。

子宮がんの罹患率が増えてくるのは20歳から30歳代で就労者が多い世代でありまして、子宮がん検診への抵抗感もあります。この事業を切り口として子宮がん検診への理解を深めていただき、定期的な検診につなげることを目的に実施しております。

次に、下段の企業や関係機関と連携したイベントによるがん検診の普及啓発活動についてです。

下段の真ん中の2枚目の写真ですが、企業と連携してがんを知る教室というイベントを先月の10月3日から10月5日の間に商業施設で開催しました。商業施設のため、子ども向けのコンテンツを多く取り入れて3,000人以上のご家族連れの方にご参加をいただきました。がんのクイズに答えることでスタンプを集め、スタンプラリーでがんについて楽しく学ぶことができるものです。

買物等が目的で商業施設に来られた方についてにがんについて関心を持っていただき、検診についても自分事として考えていただくことができるよい取組となっております。

次に、15ページのスライドをご覧ください。

そのほかにも様々な取組をしております。がん検診の啓発動画を作成し、街頭の大型ビジョンでの放送も行っております。

がんの正しい知識を普及し、予防、早期発見、早期治療の重要性を広めることを目的として、全国的に毎年9月はがんの抑圧月間とされております。全国各地で集中的な普及啓発活動が行われまして、家族や大切な人と一緒にがんについて考える機会を提供されています。

札幌市では、この機会を最大限に活用し、札幌市がん検診の受診についての啓発動画を作成して動画を閲覧した市民のがん検診、早期発見、早期治療の大切さについての意識醸成を図る啓発を行っております。

動画の内容は、札幌市のがん検診を受診することへの動機づけなどとして、スライドに

も幾つかの写真を載せておりますが、市民にとってなじみ深くてよく目にする街頭ビジョンを活用し、駅前の地下歩行空間広場や地下鉄大通駅のh a ・ n a ・ b iビジョン、すすきのS A B R O . T Vのビジョンで放送し、啓発を行いました。

次に、下段のスライドについてです。

ほかにも様々な媒体や機会を活用して多面的に市民に届くようにしております。今年の9月9日から9月14日の4日間は、札幌地下街のオーロラスクエアにて、がん対策の普及啓発に係るパネル展を行いました。

また、真ん中の写真になりますが、乳がんの早期発見、早期治療を啓発する10月のピンクリボン月間に合わせ、雑誌の「p o r o c o」10月号に女性特有のがんの記事を掲載し、訴求ターゲットに照準を絞った啓発を行いました。

写真の右側になりますが、企業や関係機関と連携して都心のオフィスワーカー向けにも地下歩行空間での啓発を行っております。自身の健康について興味、関心を持ってもらい、特定健診やがん検診などの受診のきっかけとなるイベントを行っております。今年は3日後の11月29日に行います。

様々な手法でがんの啓発事業を行っておりますが、がん対策は、単に検診を受けましようと呼びかければいわけではないと考えております。今や日本人の2人に1人が一生のうち一度はがんにかかると言われておまして、自分自身や家族、友人、同僚など、いつ誰がなってもおかしくない状況になっております。

がんになっても治療をしながら働きたい、がんになっても今までどおり地域で生き生きと暮らしたい方々を周りが大変だね、応援しているよと自然に受け入れ、支えられる温かい雰囲気をつくること、がん検診事業にはその土壌づくりという大きな意味もあると考えています。

市民、地域、企業、関係機関と取組を連携して支援をしていきたいと考えています。

最後に、次のスライドをご覧ください。

札幌市は、昨年度から、がん患者のウィッグの購入費の助成事業を始めております。抗がん剤の脱毛による見た目の変化を補うウィッグ等の購入費用を助成する取組です。

がんの治療によっては、副作用として髪が抜けたりすることがあります。こうした外見の変化は、患者にとって、治療のつらさと同じくらい、あるいは、それ以上に大きな悩みとなることがあります。仕事や学校に行きづらい、自分らしさを失ったように感じるなどの声がありますし、外見の変化は患者の心に大きな負担をかけ、社会生活や人との交流をためらわせる原因にもなってしまいます。

そのため、この事業は、がん患者の経済的負担を和らげるだけでなく、その人らしさを守り、社会とのつながりを保ち続けることを強く後押しするものです。また、市がこうしたきめ細やかな支援を行うことは、がんという病気になっても決して一人ではない、札幌市がサポートしてくれるという強力なメッセージにもなります。

私たちは、この事業の意義を深く理解し、支援を必要とする方へ適切な情報が届くよう

意識して取り組んでいくことががんとともに生きる方々を支える温かいまちづくりにつながっていくと考え、日々取り組んでいます。

今後も、がん患者の方に寄り添った取組ができるよう、がん対策を進めてまいりたいと考えています。

がん対策の取組についてのご説明は以上です。

○古元会長 ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○山本（祐）委員 いろいろな発信をされていて、とてもいいなと思います。発信をするにも予算がかかっていると思います。それに対してK P I 的な評価をしているのでしょうか。また、何が一番効果的だったのかを検証しているのか、お聞きします。

○事務局（宮村地域保健担当課長） 例えば、イベントがあるときに一緒にやらせてもらうことも多いですし、札幌市でやっているものと一緒にやることも多いので、全てに予算がかかっているわけではありません。広告に事業費をかけて普及啓発をしている事業もありますが、いろいろなものを行っているので、どれによって子宮がん検診の受診率が上がったかはなかなか難しいところです。

先ほど申し上げた20歳と40歳の無料クーポンなどの施策は、その年代がどのくらい受けているかが分かるので、評価できるものはしながらとなりますが、受診率の向上につながるのには簡単ではないですし、地道な作業になります。

特に、興味のない方に届けるということを今は意識しております。受ける方は毎年受けるのですが、受けない方は本当に受けないので、情報が届いていないところに、普段は意識していなくても買物のついでに見られることなどを意識して取り組んでいるところです。

評価についても当然していかなければならないと認識していますので、できるものは評価しながら進めてまいります。

○古元会長 ほかにございませんか。

○國枝副会長 聞きたいことが幾つかあります。

まず、HPVウイルスの検査は補助が出ているのですか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） HPVの自己検査は無料でできます。

○國枝副会長 それは、実際、どれぐらいの人が受けているのですか。

○事務局（増川がん・たばこ対策担当係長） 3年間で4,000人ぐらいの申込みがありまして、3,000人ぐらいに検体を提出していただいております。

○國枝副会長 子宮頸がんを防ぐためにどうするかは、ワクチンを打つことと検診を受けることだと思うのですが、検診率がすごく低いのですよね。低い理由は、拭って取るということなので、痛いでしょうし、恥ずかしいからだと思います。本当は多くの人を受けないといけないのに全然受けていないのですよね。

海外はどうしているのかというと、その方式ではないのです。HPVウイルスの検査をするのが検診で、そこで引っかかった人が初めて次のステージに行くのです。その辺を札幌市としてはどう考えているのでしょうか。

実際、海外を見習って、たしか横浜市などではそういう方式にしているという例があるのですけれども、札幌市としてはそういう方式に変えることは考えているのですか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） 国から子宮がん検診の取組の指針が出ていて、その中に先生がおっしゃったような方法と今やっているものを自治体で選択できることになっていて、横浜市だけがやっています。

札幌市としては、医会の先生のご意見や国の話もあり、これというものが決まっています。横浜市がどんなふうに行っているかなど、いろいろな自治体の情報を得ながら今後考えていかなければいけないと思いますが、まだ具体的な検討に入っているわけではございません。

○國枝副会長 ワクチンの話ですけれども、これは性病なので、女性だけ打ってもいつまでたってもなくなりません。男性も打つようにするためには、札幌市の助成金が必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） ワクチンのことは保健所なので、私から申し上げるのは難しいですが、ワクチンや検診については国から指針が下りてきているので、国の動向を見ながらになるかなと思います。

○國枝副会長 ワクチンは国が半分を出して札幌が半分を出すというケースが多いかもしれないですね。例えば、北海道の地方のほうや東京などは、国からは出ていないけれども、区などでお金を出して、ただでできるようになっています。そういう意味では、札幌は遅れている状況です。

今後、子宮頸がんを撲滅しようと考えたとすると、国だけではなく、札幌市が中心になってやってもいいと思うのです。健康を考えるのであれば、そういうことを考えたほうがいいのかと思います。

ちなみに、オーストラリアなどでは検診とワクチンの接種率が高いので、近いうちに子宮頸がん撲滅宣言を出そうとしています。日本はあまりにも遅れているので、その辺は、国が言わなくても札幌がやってもいいのではないかと思います。

○事務局（宮村地域保健担当課長） ご意見として賜りました。ワクチンの部隊もありますので、検討させていただきます。

○古元会長 次の取組につきまして事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（桧山調整担当係長） 私から、健康づくりに取り組みやすい環境づくりについてご説明させていただきます。

まず、17ページの上段をご覧ください。

健康さっぽろ21の基本方針2では、健康を支え、守るための社会環境の整備として記載の三つの環境づくりを進めていくこととしておりますが、本日、その中の健康づくりに取り組みやすい環境づくりの一つの事業であるさっぽろウェルネスプロジェクトを中心にご紹介させていただきます。

下段をご覧ください。

健康寿命の延伸のためには、自ら健康づくりに取り組むことが難しい人、関心が低い人も含んだ幅広い市民へのアプローチが必要です。八つのアプローチで取組を進めています。

認知してもらうための戦略的プロモーションや実際に体験してもらうイベントなど、具体的な取組を幾つかご説明させていただきます。

18ページの上段をご覧ください。

まず、戦略的プロモーションとしまして、SNSや市内中心部でのデジタルサイネージ、テレビメディアやホームページなどによる発信によって働く世代や健康への関心が低い層へ戦略的な情報発信を行っております。

今年度は、こちらの資料にもございます札幌市ウェルネス推進キャラクターのウェルネコが誕生しました。テレビを活用した発信や1日10万人ほどが利用するチ・カ・ホのサイネージでのPRをはじめ、多くの媒体でウェルネコを活用しております。引き続き、市民の皆様が健康を楽しく身近に感じてもらえるような発信を行ってまいります。

下段をご覧ください。

次に、生活動線上でのアプローチとしまして、健康に無関心な方々にも買物などの日常生活の中で自身の健康状態に関心を持っていただき、自発的な健康行動につながっていくことを目標に、スーパーなどと連携した健康測定会や体験イベントを実施しております。今後、さらに連携先の拡充を目指してまいります。

続いて、都心での情報発信についてです。オフィスや商業施設が集中している市内都心部でのオフィスワーカーなどに対して情報を発信しまして、健康について意識する市民の裾野の拡大に取り組めます。

毎年9月に開催しているNo Maps WELLSNESSでは、多くの企業が健康に関する先端的な取組を発信しております。また、今年度から、都心の近隣のオフィスビルと連携したラジオ体操イベントを行うなど、ほかにもたくさんの事業がございます。今後も、都心エリアにおいて企業と連携して取組を進めてまいります。

続いて、19ページの上段をご覧ください。

健康習慣化の環境づくりとしまして、自身のライフスタイルに合わせて取り組めるプログラムを提供することで、健康行動を続けやすい環境をつくり、無理のない習慣化を促進いたします。

ここでは、運動や生活習慣の改善など、一、二か月程度でできるプログラムを企業から集め、習慣化の初動、きっかけを支援しているほか、ウォーキングアプリを活用した継続的な運動推進事業などを行っております。

続いて、右側の多様な参画機会の確保では、ライフスタイルや市民ニーズの多様化に合わせて、様々なテーマや場所でウェルネス関係イベントを実施することで、取り組む市民の裾野を広げてまいります。

例えば、大型イベントと連携した啓発や親子で楽しみながら参加できるイベントを開催

しまして、健康行動のきっかけづくりを行っております。現在、運動機会が少なくなりがちな冬にも楽しめる企画についても準備しているところです。

続いて、下段をご覧ください。

企業を通じた働きかけですが、働く世代は仕事や子育てにより自身の健康を後回しにする傾向がございますので、企業単位で健康づくりに取り組んでもらい、従業員やその家族の健康意識の向上や運動の習慣化を促進、浸透させております。

例えば、協力企業が提供するプログラムに企業単位で参加していただき、従業員の健康行動のきっかけをつくるほか、企業対抗で歩数競争企画を定期的を実施することで日々の歩行習慣の改善にもつなげていきます。

続いて、右側の大学などとの連携ですが、若い世代には、食事バランスや朝食の欠食率などの健康課題が多くございますので、健康行動の習慣を若いうちから身につけていただくことを目標に、健康を自分事として認識してもらうための取組を実施しております。

例えば、札幌市や企業、大学が連携して、朝食の大切さやバランスのいい食事について大学食堂でのメニュー提供を通してPRしておりますほか、これまでご説明した様々なイベントに大学生にも従事していただくなどしております。

続いて、20ページをご覧ください。

最後に、これらの取組の推進に当たりましては、産学官の連携により進めております。現在、70の企業や団体と連携しております、定期的に情報交換しながらそれぞれの資源やリソースを活用し、最大限、効果的に取り組んでおります。

健康やウェルネスの分野は効果が出るまで長い時間がかかるものでありますので、札幌市民の皆様の健康寿命延伸のため、本日もご説明した事業により、引き続き、市民の皆様が主体的に健康づくりに取り組んでいけるような環境をつくってまいります。

○古元会長 ただいまのご説明についてご質問等はありませんか。

○國枝副会長 今回の件の趣旨と合うかは分からないのですが、健康とは何ぞやということですか。

例えば、ある程度の年齢の高齢者の死亡は、がんや生活習慣病に関係した病気で、それが出てきたことで健康を凶るということだと思えるのですが、若い人の死亡の第1位は自殺なのです。要するに、心のケアとしてはどうなのかなということですか。

休養のところに心の健康相談があるのですが、ここだけで、ほとんど出てこないのです。特に、コロナ禍になって心の問題を抱えている人が増えていると言われていて、コロナ禍が明けても減っていないのが現状ですが、そこに関してはどう考えているのでしょうか。

○事務局（宮村地域保健担当課長） 先ほど先生がおっしゃったように、休養のところに少しだけ出ています。相談ができる人がいる、悩みを相談できるのが大事だと言われているのですが、今回の計画の中では具体的な施策をあまり取り入れることができなかったところです。

ただ、札幌市には精神保健福祉センターがございまして、そこでもメンタルに関するいろいろな取組をやっていきますので、札幌市全体では取り組んでいるところです。

ただ、この中にもう少し組み込むことが確かに必要なと思いますので、どんな取組をここに書いていけるかは、今後、心の健康相談など、関係部署と一緒にやれるところはやっていきたいと思います。

特に教育の分野ではお子さんの自殺がありますし、自殺対策はこころのセンターでもかなり力を入れてやっておりますので、そことも情報共有しながら進めてまいります。

○古元会長 今、桧山さんからご説明いただいた環境づくりを含め、残り二、三名ぐらいから、全体を通して言い残したことを、言っておきたいことがございましたらお願いします。

○角田委員 栄養のところについてです。

私が在宅介護で独居のひとり暮らしの高齢の方のうちに行くと、1人分をつくるのが大変だということで、かなり食事が乱れています。介護を受けている方は配食サービスを利用しているのですが、配食サービスの食事は、バランスは考えられているものの、おいしくないのです。また、何か所かあると思うのですが、高齢の方は1か所しかないと思っていて、一度やめてしまったら食べなくなってしまうのです。

札幌市の方がどうこうできるか、分からないのですが、配食サービスはいろいろな会社があるので、そういったことを伝えていただければと思います。女性の方でも、ひとり暮らしになると自分のためだけにつくるのはといて、かなり食生活が乱れていると感じます。

次に、睡眠のところについてです。

無呼吸症候群は、私の知り合いにもいますし、気づかないだけでかなりの方がいらっしやると思いますが、無呼吸症候群の治療、C P A P療法などに対する理解が足りないと思っています。仕事上でも、集中が続かない、寝てしまうなどの経済的な損失もありますし、どういうことが起きていたら無呼吸を疑ったほうがいいのかという啓発が足りないと思います。

知り合いも、車を運転したら急に寝そうになってしまう、トンネルに入っただけで寝てしまう、パソコンをいじっていたら眠くなってしまうそうなので、それだけでも、もしかしたらというものをやれば受診率ももっと上がるのではないのでしょうか。

○古元会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○古元会長 本日は、大変貴重なご意見やご質問をいただきまして、ありがとうございます。

これにて本日の議事を終了させていただきます。

事務局の皆様におかれましては、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、よりよい取組につなげていただきたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

6. 閉 会

○事務局（宮村地域保健担当課長） 会長をはじめ、委員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

本日の会議録は、後日、送付させていただく予定です。

これをもちまして令和7年度札幌市健康づくり推進協議会を終了いたします。

次回は1年後となりますが、本日ご説明しました計画の取組の進捗状況についてご報告させていただき、皆様からご意見をいただく場とさせていただきます。

近くなりましたらご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上